

審第 2 1 9 2 号－1

答 申 第 6 3 1 号

令 和 7 年 8 月 5 日

千葉県知事 熊 谷 俊 人 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和4年8月8日付け高第1310号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第1163号

令和4年5月1日付けで審査請求人から提起された、令和4年2月15日付け高第2206号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和4年2月1日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「〇〇〇〇. 〇〇. 〇〇（〇）発生の〇〇〇〇における〇〇〇〇への介護事故の調査依頼に対する千葉県の調査結果（時系列に調査内容と結果）及びそれをふまえた千葉県の判断（「行政処分に該当しないと聞いています」）についての判断理由についての開示をお願いします。」である。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを明らかにしないで、令和4年2月15日付け高第2206号で行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和4年5月1日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

「本件決定を取り消す」との裁決を求める。

2 審査請求の理由

- (1) 千葉県健康福祉部高齢者福祉課法人支援班は不開示理由を、条例第11条により開示しないとしている。

(2) しかし不開示となった全ての部分は開示されるべきである。

(3) その理由は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に介護不足による介護事故が発生した。家族は必死で半年間1日も欠かさず病院へ通い看病した。関わった病院では半年間満足な治療をしてもらえず、〇〇〇〇に施設を追い出され、その後必死で次の介護施設を探し大変な苦勞をした。ケアマネは仕事を放棄しどうにもならなくなった。

審理された裁判で明らかになった虐待と見守り不備、追い出し等、その証を付けて千葉県指導班に必要書類を提出しても調査の内容は公表もせず、千葉県の基準に値しないとうやむやにしようとした。再度違う角度から確認され被害者が納得のいく説明を望む。本件は人の命に係わる重大な介護虐待である。

第4 実施機関の弁明要旨

1 弁明の趣旨

審査請求人が提起した、本件決定に対する審査請求については、これを棄却することが相当である。

2 処分の理由

本件請求は、特定の個人名と施設の名称を挙げて、請求をしているものである。

仮に行政文書を特定した上で決定を行えば、介護事故が発生したという事実の有無を明らかにすることとなり、また、仮に行政文書を不保有とした上で決定を行えば、当該個人に介護事故がおきていないことを明らかにすることとなる。

これは、条例第8条第2号本文前段の規定による、個人に関する情報であつて、当該情報により特定の個人を識別することができるものに当たる。

法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、何人でも知り得る情報ではないため、同号イに該当しないと認められ、同号ロ、ハ及びニにも該当する事情は認められないものである。

さらに、仮に文書を特定した上で決定を行えば、当該法人に対する信用を低下させ、入居者との関係が悪化すること等が予想されること、新規入居者の確保に支障をきたす可能性が否めないこと等から、条例第8条第3号イに規定する法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものである。

また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められないことから、同条第3号ただし書に該当しない。

したがって、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第8条第2号及び第3号イに規定する、不開示情報を開示することとなることから、条例第11条の規定により対象文書の存否を答えることはできない。

3 弁明の内容

請求人は、不開示となった全ての部分は開示されるべきであると主張しているが、本件請求においては、特定の個人名が挙げられており、条例第8条第2号本文前段の規定による、個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができるものであり、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、何人でも知り得る情報ではないため、同号イからニにも該当する事情は認められないものである。

また、本件請求には、〇〇〇〇. 〇〇. 〇〇 (〇) 発生の〇〇〇〇における〇〇〇〇〇への介護事故とあるが、存否を明らかにすることが、条例第8条第3号イに規定する法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当し、同号ただし書に該当しない。

したがって、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第8条第2号及び第3号イに規定する、不開示情報を開示することとなることから、条例第11条の規定により本件請求を拒否すべきものであり、請求人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定

実施機関は、前記第2 3のとおり、本件請求に係る対象文書が存在しているか否かを明らかにしないで、本件決定を行った。

これに対して、審査請求人は、本件決定の取り消しを求めているため、本件決定の妥当性について、次のとおり検討する。

2 本件決定の妥当性

- (1) 条例第11条は「開示請求に対し、当該開示請求に係る対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

実施機関は、本件決定の理由を条例第8条第3号としていたが、弁明書で同条第2号を決定理由に追加した。

- (2) 本件請求は、開示請求書記載の文言から、特定の施設における特定個人の介護事故に関する文書の開示を求めているものと認められる。

そうすると、本件請求に係る対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人や特定の施設を運営する法人における介護事故の有無を明らかにすることとなる。

当該事実の有無は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるから条例8条第2号本文に該当する。また、当該事実の有無は特定の施設を運営する法人に関する情報であり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから同条3号イに該当する。

よって、同情報は不開示とするものと認められる。

- (3) 以上のことから、実施機関が条例第11条を適用して、本件請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否した本件決定は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

4 結論

実施機関の決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 4 年 8 月 8 日	諮問書の受付

令和 7年 4月30日	審議
令和 7年 5月29日	審議
令和 7年 6月27日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大久保 佳織	弁護士	部会長職務代理
久保 隼哉	弁護士	
中岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長

(五十音順)